『國民新報』1939年5月28日

自治訓練

　去る二十一日朝鮮全道一に府邑面會議員の總選擧が行はれた。多少の選擧やもあつた様であるがそれはそれとして、投票をした人々がにに、自分の屬するのために、或候補者にき一票を投じたであらうか。これには反省の餘地があるのではないだらうか。

　今度の總選擧は地方自治制度改正後、第二回目の總選擧であつてこれから四年をしなければ次の總選擧はない譯だが、次の選擧は今度のよりも進んだ、もっと理想に近い選擧にするためには、る四年間をもに活用しなければならない。その活用とは民衆の政治であり、自治である。何もしないで、いざと云ふになつて選擧の公正棄權防止をんでも始まらない。

　先づ第一に民衆に自治の精神をませなくてはならない。面協議會、邑府會抑も何者ぞと云つた様な民衆のでは、選擧に熱のらうがない。之らの機關こそは、吾等の生活と密接不離な關係のあるもので、文化的にも吾等の幸不幸のつてる所であると云ふ自覺さへあれば民衆はら選擧を大事にするにつて居る。しかるに朝鮮の民衆にはまだこの精神がしてゐないのではないだらうか。それだから、候補に立つ者にも、或候補者を心に選んで投票するにも、本當の誠意がけてゐる。自治體の議員がに自分の生活の支配人であると云ふ實感があるとすれば、心から信頼しない候補者に、いい加減な投票をする様なことはないはずだ。

民衆に政治や訓練を施すことは國家の一であるが、殊に朝鮮の如く自治生活のにあり、且又遠からざる將來に於いては參政權の賦與も考慮されて居る所では、當局は民衆のに一層努力せねばならない。男女各學校や青年團などに於いて、自治の精神や習慣を養成することは、も有効でありましいことでもある様に思われるが、やに學務係、産業係と並んで、自治係と云つた様な一を置いて、自治指導の任に當らせるのも、の一策ではないかと思ふ。自治にな民衆でなければ、現代國民の資格はないのだ。